

沖縄県企業局工事監督要領

第1章 総則

(目的)

第1条 この要領は、沖縄県企業局会計規程（昭和47年沖縄県企業局管理規程第7号）第117条の規定に基づき、沖縄県財務規則（昭和47年規則第12号）第112条及び第114条に定める沖縄県企業局（以下「企業局」という。）が執行する工事の監督に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(監督員の任命)

第2条 沖縄県企業局が執行する土木工事、建築工事及び設備工事等（以下「工事」という）の請負契約の適正な履行を確保するため、当該工事を所掌する本庁の課及び出先機関に主任監督員及び現場監督員を置くものとする。

2 工事を所掌する課長及び出先機関の長は、工事の発注に伴い当該工事の監督員を任命するとともに、監督員通知書を作成し、建設工事請負契約約款（平成9年告示第317号。以下「約款」という。）第9条第1項の規定により、請負者に通知しなければならない。

3 前項通知により水道法第12条に基づく監督員の指名がなされたとする。

4 監督員が長期出張又は病気その他の理由により、一時的に不在となる場合における当該監督員の業務は、工事を所掌する課長及び出先機関の長があらかじめ指定した者が代理する。

(監督員の業務)

第3条 主任監督員は、現場監督員を指揮し、監督業務を総括する。

2 現場監督員は、主任監督員の指揮の下に監督業務を適正に執行しなければならない。

(現場状況の熟知)

第4条 監督員は、当該工事に係る請負契約書、設計図書及び関係法規を熟知し、請負者（現場代理人及び主任技術者等を含む。以下同じ）の状況並びに工事現場の実態を把握し、工事が完全に施工されるように留意しなければならない。

(一般的注意)

第5条 監督員は、常に請負者、作業員又は地元関係者等の工事関係者相互間に紛争が生じないように留意し、工事が円滑に行われるように配慮しなければならない。

(資料等の整理)

第6条 監督員は、請負者から提出された書類及び工事施工中に調査、各種の試験又は査の結果並びに工事完成検査等に必要な資料、記録、工事写真等を整理しておかなければならない。

(監督員の交替)

第7条 監督員が交替するときは、前任者は、必要な事項を文書又は図面等に明示して後任者に引き継ぎ、これを工事を所掌する課長又は出先機関の長に報告しなければならない。

第2章 書類

(備付け書類等)

第8条 監督員は、工事期間中、次の各号に掲げる書類等を整備しておかなければならない。

- (1) 契約図書
- (2) 請負工事契約関係書類
- (3) 工事工程表及び工事実施工程表
- (4) 施工計画書及び材料承諾願
- (5) 工事打合せ簿
- (6) その他必要な書類

(工事打合せ簿)

第9条 監督員は、必要がある場合は、指示事項等を工事打合せ簿に記入し、請負者に指示又は承諾等をして適切な監督を行わなければならない。

(部分払)

第10条 監督員は、請負者から請負工事既済部分検査請求書が提出されたときは、遅滞なく工事の出来高を確認の上、出来高調書を作成し、総務企画課長又は出先機関の長に報告しなければならない。

第3章 工事の監督

(監督員の心得)

第11条 監督員は、厳正かつ公平に監督を行い、設計図書等に基づいて、工事の安全、品質の確保に努め、工事が円滑に施工されるよう監督しなければならない。

2 監督員は、工事に関して関係機関との協議・調整等や地元住民からの苦情、要望等に対し必要な措置を行い、工事の施工に支障のないようにしなければならない。

(工事の促進)

第12条 監督員は、常に工事進捗状況に注意し、計画工程と実施工程の照合を行い、工事が著しく遅延するおそれのあるときは、請負者に厳重に注意し、その旨を工事を所掌する課長及び出先機関の長に報告しなければならない。

(改造請求)

第13条 監督員は、約款第17条第1項の規定に基づき改造請求を行ったもののうち、重要なものについては、工事を所掌する課長又は出先機関の長に報告しなければならない。

(破壊検査)

第14条 監督員は、約款第17条第2項及び第3項の規定に基づき破壊検査を行ったもののうち重要なものについては、工事を所掌する課長又は出先機関の長に報告しなければならない。

(臨機の処置)

第15条 監督員は、約款第26条第2項の規定に基づき、請負者より通知を受けた処置のうち、重要なものについては、工事を所掌する課長又は出先機関の長に報告しなければならない。

2 監督員は、約款第26条第3項の規定に基づき請負者に対し請求した処置のうち、重要なものについては、工事を所掌する課長又は出先機関の長に報告しなければならない。

(条件変更等)

第16条 監督員は、約款第18条第2項の規定に基づき調査を行ったもののうち、軽微なもので明らかに判定がつくものは、調査結果（措置が必要となる場合は当該措置を含む）を請負者に通知し、その他のものについては、工事を所掌する課長又は出先機関の長に報告し、その指示を受けた後、調査結果（措置が必要となる場合は、当該措置を含む。）を請負者に通知しなければならない。

2 監督員は、前項に規定により軽微なものとして請負者に通知した事項について、そのてん末を工事を所掌する課長又は出先機関の長に報告しなければならない。

(設計図書の変更)

第17条 監督員は、約款第19条の規定に基づき、設計図書の内容を変更する必要があると認められる場合は、速やかに理由を付して工事を所掌する課長又は出先機関の長に報告し、その指示を受けなければならない。

(工事の中止)

第18条 監督員は、約款第20条第1項及び第2項の規定に基づき、工事の施工を一時中止する必要があると認められる場合は、速やかにその理由を付して工事を所掌する課長又は出先機関の長に報告し、その指示を受けなければならない。

2 監督員は工事の施工を打ち切る必要があると認められる場合は、速やかにその理由を付して工事を所掌する課長又は出先機関の長に報告し、その指示を受けなければならない。

第4章 諸手続

(現場代理人)

第19条 監督員は、現場代理人がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、その取り扱いについて理由を付して工事を所掌する課長又は出先機関の長に報告し、その指示を受けなければならない。

(現場発生品の処理)

第20条 監督員は、工事現場の発生品について、請負者から現場発生品調書が提出された場合は、規格、数量等を確認し、その保管方法等について、指示を行わなければならない。

(工事目的物等の損害)

第21条 監督員は、約款第27条、第28条第1項及び第29条第1項に掲げる損害について、遅滞なくその事実を調査し、意見を付して工事を所掌する課長又は出先機関の長に報告し、その指示を受けなければならない。

(契約解除の申し出)

第22条 監督員は、請負者から約款第50条の規定に基づく契約解除の申し出を受けたときは、直ちに契約解除要件を確認して工事を所掌する課長又は出先機関の長に報告し、その指示を受けなければならない。

(期限延長)

第23条 監督員は、請負者から約款第21条の規定に基づく工期延期願いの提出があった場合は、すみやかに内容を調査の上、意見を付して工事を所掌する課長又は出先機関の長に報告し、その指示を受けなければならない。

第5章 工事完成後の措置

(工事完成報告)

第24条 監督員は、請負者から約款第31条の規定に基づく工事完成の通知を受けたときは、すみやかに工事施工に関する書類及び現場を確認し、工事を所掌する課長又は出先機関の長に報告しなければならない。

第6章 その他

(監督業務の委託)

第25条 工事を所掌する課長又は出先機関の長は、沖縄県企業局会計規程（昭和47年沖縄県企業局管理規程第7号）第117条の規定による、沖縄県財務規則（昭和47年規則第12号）第112条第1項の規定に基づき監督業務の一部を委託し、職員以外の者（以下「管理技術者等」という。）に監督員の補助をさせることができる。

2 工事を所掌する課長又は出先機関の長は、前項の規定により監督業務の一部を委託する場合には、対象工事の契約図書に監督業務の一部を管理技術者等が実施すること及び管理技術者等の権限及び実施する業務を明記するとともに、委託期間及び管理技術者等の所属、氏名を請負者に通知しなければならない。管理技術者等を変更したときも同様とする。

付則
この要領は、平成2年4月1日より適用する。

付則
この要領は、平成13年4月1日より適用する。

付則
この要領は、平成17年4月1日より適用する。

付則
この要領は、平成22年6月1日より適用する。

付則
この要領は、平成25年4月1日より適用する。

付則
この要領は、平成26年11月10日より適用する。